

地方公共団体における企業評価のあり方に関する研究会（第二回）  
議事概要

（発注者別評価点と経営事項審査による評点の割合について）

- ・ 割合については、自治体の発注標準や建設業者の履行能力によって一概に言えないことは理解できるが、割合を設定する際の考え方をマニュアルに示すべきである。
- ・ 発注者別評価点の導入がイメージできるように、マニュアルにモデルやシミュレーションを示すべきである。
- ・ 既に発注者別評価点を導入している自治体について、実例としてマニュアルにできるだけ多く取り入れ、使いやすいものにすべき。

（発注者別評価点の対象業者を管内業者のみか、管外業者も含めるべきかについて）

- ・ 自治体の経験を踏まえれば、小規模工事や維持工事については、管内のみを対象にしても問題になったことはない。
- ・ ある自治体の例として、発注者別評価点の対象業者は管内業者のみであるが、小規模工事では地域要件をかけて管内業者のみを競争対象とし、一方で大規模工事では発注者別評価点を使わずに経営事項審査による評点のみで競争させる自治体もある。
- ・ 対象業者をどのように設定すべきかについては、業務量と発注者別評価点の導入の効果で判断すべき。

（評価項目について）

- ・ 発注者と地域の防災協定を締結している団体に加入している場合に点数が付与される事例があるが、発注者と個別の会社が締結している場合にも点数が付与される場合があるので、一定の団体に限定すべきではないか。
- ・ 地域の雇用を支える等、長年地域に貢献している建設業団体に加盟している建設業者に対し、点数が付与される評価項目をマニュアルに示すべきである。

（発注者別評価点の有効期間について）

- ・ 有効期間を2年とするのは少し長くはないか。特に、工事成績については、良い工事成績をとっても2年間据え置きでは建設業者の良い工事を行おうとするインセンティブが働かないので、良い工事成績をとった場合には即時に反映させる方法もあるのではないか。

（不良不適格業者の除外について）

- ・ 地方自治法上、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は排除が必要である。
- ・ 会社更生法や民事再生法に基づき、更生手続や再生手続を行っている建設業者に対しては、取引業者や地域に迷惑をかけているため、マイナスの評価を行ってもよいのではないか。

（発注者別評価点の活用方法について）

- ・ 総合評価方式における技術審査に用いる場合には、成績が低い建設業者は、価格を低く抑えなければ受注することができず、ダンピング受注を助長することにもなりうるので、この点を留意すべきである。